

航空法に基づく運航関係許可等申請・届出先の変更について

航空法に基づく運航関係許可等（対象は以下3. 参照）の申請・届出先については、令和3年7月1日から、以下のとおり変更となりますのでお知らせ致します。

1. 運航関係許可等申請・届出先

◆（現在）広島空港事務所長 ⇒ 関西空港事務所長

2. 事務処理手続き

事務手続きに関し、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、以下のとおりとさせていただきますのでご理解・ご協力のほど、よろしくお願い致します。

また、許可期間（実施日）が7月を跨ぐ申請については、6月30日までに現在の申請先である広島空港事務所において許可を受けた許可書は引き続き有効となりますので、あらためて7月以降の許可期間（実施日）にかかるものを関西空港事務所へ申請する必要はありません。

◆ **令和3年7月14日以前に実施（開始）する申請・届出** ⇒ 広島空港事務所あて
（事務処理手続きの関係から、**受付締切を令和3年6月18日まで**とさせていただきます）

◆ **令和3年7月15日以降に実施（開始）する申請・届出** ⇒ 関西空港事務所あて
（申請・届出日は、令和3年7月1日以降として頂きますようお願いいたします）

●令和3年7月1日以降 申請書・届出書送付連絡先

〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地

大阪航空局 関西空港事務所 航空管制運航情報官

TEL：072-455-1330（平日9時～17時）

072-455-1334/1335（上記以外の緊急時）

FAX：072-455-1329（平日9時～17時）

072-455-1354（上記以外の緊急時）

e-mail：cab-kixjouhou@mlit.go.jp（平日9時～17時）

cab-kixinfo@mlit.go.jp（上記以外の緊急時）

3. 対象となる運航関係許可等申請・届出

- （1）法第60条ただし書の規定による許可【航空交通管制用自動応答装置の装備義務解除の許可】
- （2）法第60条ただし書の規定による許可【無線電話の装備義務解除の許可】
- （3）法第79条ただし書の規定による許可【場外離着陸場における離着陸の許可】
- （4）法第81条ただし書の規定による許可【最低安全高度以下の飛行の許可】

- (5) 法第 82 条の 2 ただし書の規定による許可【航空交通管制圏等における制限速度を超える速度での飛行の許可】
- (6) 法第 89 条ただし書の規定による届出【物件投下の届出】
- (7) 法第 91 条第 1 項ただし書の規定による許可【航空機の試験をする飛行の許可】
- (8) 法第 92 条第 1 項ただし書の規定による許可【操縦練習飛行等の許可】
- (9) 法第 132 条第 2 項第 2 号の規定による許可【飛行の禁止空域における飛行の許可】
- (10) 法第 134 条の 3 第 1 項ただし書の規定による許可（施行規則第 239 条の 2 第 1 項第 5 号を除く。）及び同条第 2 項の規定による通報【飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可及び通報】

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、現在事務手続きを行う以下の空港事務所へお問い合わせのうえご確認頂くよう、よろしくお願い致します。

なお、航空法第 132 条第 2 項第 2 号の規定に関するお問い合わせについては、専用の連絡先として無人航空機ヘルプデスクがありますので、ご利用頂ければ幸いです。

●無人航空機ヘルプデスク

航空局ホームページ「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」最下段に掲載の『お問い合わせ先』をご確認ください。

【航空局ホームページ】

無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

●広島空港事務所

TEL:0848-86-8654